

令和2年4月20日

保護者 各位

福島県立須賀川桐陽高等学校長

### 新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業について

春陽の候、保護者の皆様には、本校の教育活動に対して、日頃よりご理解ご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症への対応については、令和2年4月16日に政府から緊急事態宣言の対象地域を全国に拡大するという方針が発せられました。これを受け、県教育委員会より「4月21日から5月6日までの期間を臨時休業とします。」という発表がありました。そのため、本校では下記の通り対応することといたしましたので、よろしく願い申し上げます。

#### 記

- 1 4月21日（火）から5月6日（水）までの期間、臨時休業とします。
- 2 臨時休業中は部活動も行いません。
- 3 5月7日（木）は時差登校・40分7校時で実施しますので、9時30分までに登校してください。

#### お願い 臨時休業中の生活について

- 1 臨時休業中は不要不急の外出を避け、自宅で過ごしてください。自宅では規則正しい生活を心がけてください。
- 2 運動不足となることも考えられるため、健康保持の観点から、「3密」を避け、十分な準備運動を行った上での適度な運動を心がけてください。
- 3 感染拡大防止の観点から、自宅でも検温等の健康観察を行い、健康状態の確認を継続するとともに、下記のような症状がある場合は、帰国者・接触者相談センターに相談してください。

- ・ 風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く場合（解熱剤を飲み続けなければならない場合も同様）
  - ・ 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合
- ※ 基礎疾患がある生徒において、上記の状態が2日程度続く場合は、帰国者・接触者相談センターに相談し指示に従う。

- 4 生徒やご家族の方が、医療機関において新型コロナウイルスに感染していると診断された場合は、速やかに学校へ連絡をお願いします。
  - 5 臨時休業期間の学習については、各教科から学習課題が配付されたり、学習内容が指示されています。ご家庭で計画的に学習するようにしてください。また、本や新聞を読んで物事を考えることや、社会の一員としての当事者意識を持って将来の目標を考えることなど、この期間を有効に活用できるよう工夫してください。
- ※ 今後、国や県教育委員会等の指示等により予定が変更となる場合もあります。その際は一斉メールやホームページでご連絡いたします。

（事務担当 教頭 Tel 0248-75-2151）